

常陸大宮市市政女性モニター設置要綱

(趣旨)

第1条 市政運営や市政の課題等について、女性の感性及び視点による意見や評価を迅速に把握し、今後の市政運営に役立てるため、常陸大宮市市政女性モニター（以下「女性モニター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 女性モニターの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が実施するアンケート調査に回答すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 2 女性モニターの職務は、インターネット回線を利用して行うことを原則とする。
- 3 女性モニターの職務に係る電子メールの送受信及びインターネット環境の維持に要する経費は、女性モニターの負担とする。

(資格)

第3条 女性モニターは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学している18歳以上の女性
- (2) パソコン等によりインターネットが利用できる環境にある者で、日本語での質問内容を理解し、かつ、日本語で回答することができる者
- (3) 本市職員及び本市市議会議員でない者

(登録)

第4条 女性モニターに登録しようとする者は、市が指定するインターネット上の登録フォームから申請するものとする。

- 2 市は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認める者を女性モニターに登録するものとする。

(届出義務)

第5条 女性モニターは、前条の規定により登録した情報が変更になった場合は、市が指定する手続に従い速やかに届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしなかったことに起因して女性モニターに生じる不利益又は損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(任期)

第6条 女性モニターの任期は、登録した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、第10条に規定する登録の解除又は第11条に規定する登録の取消しが行われない場合は、その任期はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第7条 市は、女性モニターの登録手続で収集した個人情報を、この要綱に基づく事務以外に利用してはならない。

- 2 市は、女性モニターの登録手続で収集した個人情報を、常陸大宮市個人情報保護条例（平成16年大宮町条例第8号）の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

ない。

3 市は、登録されていた個人情報が必要になった場合には、遅滞なく消去しなければならない。

(謝礼)

第8条 女性モニターへの謝礼は、その職務の実施状況に応じ年度ごとに予算の範囲内で支給する。

(禁止行為)

第9条 女性モニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) 女性モニター制度の運営を妨げる行為
- (4) 不正回答をする行為
- (5) 同一人物による重複登録をする行為
- (6) 他人になりすまして登録をする行為
- (7) 他の女性モニター又は第三者を誹謗中傷する行為
- (8) その他市長が不相当と認める行為

(登録の解除)

第10条 女性モニターは、第4条第1項に規定する方法により申請をすることで、女性モニターの登録を解除することができる。

2 前項の規定により登録の解除を行った日までの活動に対して支給できる謝礼がある場合には、当該登録を解除した日の属する年度末に支給するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市は、女性モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項各号に定める職務を登録の日から一年間遂行しないとき。
- (2) 第3条に定める資格を満たさなくなったとき。
- (3) 第9条の規定に違反したとき。
- (4) 登録された住所や電子メールアドレスに市からの通知が到達しなくなったとき。
- (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市は、前項の規定により登録を取り消す場合、その旨を通知するものとする。

3 市は、女性モニターの登録を取り消したときは、速やかに登録されていた個人情報を消去しなければならない。

4 第1項第3号の規定により登録を取り消された者は、再度女性モニターに登録することはできない。

(免責事項)

第12条 市は、女性モニターの承諾の有無にかかわらず、この要綱の内容を変更し、又は女性モニター制度の一時中断、中止若しくは廃止することができる。この場合

において、女性モニターに不利益又は損害が発生しても、市は、その責任を一切負わないものとする。

2 アンケートの回答環境その他女性モニターの職務に起因して女性モニターに生じる不利益又は損害について、市は一切責任を負わないものとする。

(公表)

第13条 市は、アンケートの結果等を市のホームページで公表するものとする。

(庶務)

第14条 女性モニターに関する庶務は、政策審議室企画政策課において処理する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。